

社会福祉法人南流山福祉会について（「なかよし保育園」の今後の運営について）

1 12月8日の当該法人の評議員会において、次の事項が議決された。  
(1) なかよし保育園の園舎について幌北学園への無償譲渡  
(2) 法人本部の移転（流山市南流山7丁目5番地1号から東京都足立区日ノ出町15番地6号に変更）

2 12月8日付で、南流山福祉会から、基本財産処分承認申請書が提出された。

内容は、なかよし保育園の園舎を幌北学園へ無償譲渡するもので、県は12月9日付けで承認した。

3 社会福祉法人幌北学園について

社会福祉法人幌北学園は、認可保育所5施設を運営している法人である。

幌北学園グループとして他に、学校法人幌北学園、学校法人理想学園の2法人があり、グループ全体では、札幌市を中心に名古屋市、新宿区などにおいて、幼保連携型認定こども園5園、認可保育所7園、認可幼稚園2園などを安定的に運営している。

#### 4 経緯

「なかよし保育園」を運営する社会福祉法人南流山福祉会については、従前から所轄庁である千葉県が、社会福祉法第56条第4項の規定により、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告を行い、さらに、同条第5項の規定により勧告に従わない旨の公表を行っており、流山市としても千葉県と連携を図り、法人の改善に向けて努力してきたところである。

一方で、法人内部における裁判に関して、令和2年6月16日に千葉地方裁判所松戸支部から判決が下り、その後被告側が控訴したため係争中ではあるが、千葉地方裁判所松戸支部からの令和2年11月2日付け債権差押命令により、補助金及び委託費の差押えがなされたこと等により、法人内での資金繰りが困難となったことから、当該法人による園の継続運営が困難となった。

これに伴い、同法人が指定管理者として運営してきた、東京都足立区の公設民営認可外保育施設については、指定管理者を解除し、足立区の直営となつた。

当該法人による自力での経営改善が困難であることから、他法人からの支援を受けての再建や、他法人への事業継承による園の存続を検討してきた。